

消防本部・署の事務分掌

総務課

総務班

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 職員及び団員の給与、手当、報酬及び費用弁償に関すること。
- (3) 職員及び団員の公務災害補償に関すること。
- (4) 組織に関すること。
- (5) 職員の採用に関すること。
- (6) 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (7) 職員の厚生及び保健に関すること。
- (8) 職員の研修に関すること。
- (9) 職員及び団員の表彰に関すること。
- (10) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (11) 公印の保管に関すること。
- (12) 例規に関すること。
- (13) 消防年報その他統計に関すること。
- (14) 消防庁舎の管理及び消防施設に関すること。
- (15) 職員及び団員の貸与品に関すること。
- (16) 団員の任免に関すること。
- (17) 消防長会に関すること。
- (18) 他の課に属しないこと。

警防課

警防班

- (1) 消防計画に関すること。
- (2) 水火災その他災害の警戒及び防ぎよに関すること。
- (3) 職員の教養、訓練及び演習に関すること。
- (4) 消防地理、水利に関すること。
- (5) 気象、消防信号、火災警報等に関すること。
- (6) 自衛消防に関すること。
- (7) 消防相互応援に関すること。
- (8) 消防用機械器具等の整備及び管理に関すること。
- (9) 消防通信施設の運用及び管理に関すること。
- (10) 消防用自動車の管理に関すること。
- (11) 消防用機械器具等の改善及び研究に関すること。
- (12) 医療機関、警察その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (13) 救急救助等の統計に関すること。
- (14) 不発弾に関すること。
- (15) 消防団に関すること。

予 防 課

予防班

- (1) 水火災その他災害の予防及び予防広報に関すること。
- (2) 豊見城市火災予防条例に基づく諸届出に関すること。
- (3) 火災の原因調査及び損害調査に関すること。
- (4) 罹災証明に関すること。
- (5) 火災統計及び情報に関すること。
- (6) 建築同意事務に関すること。
- (7) 消防設備等の指導及び検査に関すること。
- (8) 危険物施設の許認可に関すること。
- (9) 危険物取扱者及び同施設管理者に対する指導に関すること。
- (10) 防火対象物等の査察及び指導に関すること。
- (11) 防火管理者の指導及び教養に関すること。
- (12) 液化石油ガスの保安規則に関すること。
- (13) 防火委員会に関すること。

消 防 署

第一警備

第二警備

第三警備

- (1) 火入れ現場の確認指導に関すること。
- (2) 水道の断減水届に関すること。
- (3) 道路工事の届出に関すること。
- (4) 休日、日曜日及び土曜日、夜間の庁舎管理に関すること。
- (5) 水火災その他災害の警戒、鎮圧及び防ぎよ救護に関すること。
- (6) 救急救助に関すること。
- (7) 自衛消防等の訓練に関すること。
- (8) 職員及び団員の訓練に関すること。
- (9) 消防用水利の保全及び調査に関すること。
- (10) 消防車用機械器具及び積載備品の管理に関すること。
- (11) 防火対象物の警防計画に関すること。
- (12) 当務職員の確保に関すること。
- (13) 1 アール未満の原野火災又は軽微な火災等の原調に関すること。
- (14) 気象及び火災警報に関すること。
- (15) 交替制勤務職員の割振り、編成に関すること。
- (16) 消防通信業務に関すること。
- (17) 防火対象物の査察に関すること。